

重症心身障害児（者）通園事業「ふくいくの園」の充実を求める意見書

重症心身障害児（者）通園事業「ふくいくの園」のB型からA型への移行が困難であれば、A型と同等のサービスを受けられるような代替施策を検討する必要がある。

本年4月から障害者自立支援法が施行され、10月から新事業体系への移行が始まり、5年の経過措置期間後は新体系となる。

「ふくいくの園」については、利用者の半数以上が大人（18才以上）であり、今後とも大人の利用希望者が増えてくると考えられる。

今回、幼児を除く大人に対しては新事業体系の中でA型と同等のサービス提供が可能となっていることから、5年の経過措置期間のうちのできるだけ早い時期に新体系に移行できるように事業者を指導することが望ましい。

また、幼児に対しては、大人部分を新体系に移行することにより、幼児部分のサービスの充実が図られると考える。

利用者負担を伴うかもしれないが、この先、利用者が希望する利用日数を確保でき、地域で安心して生活ができるように考える必要がある。

これらの趣旨に沿って必要な措置を講ずることを強く求める。

平成18年6月29日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

和歌山県知事